

令和6年10月 屋外広告物条例の手續・規格等の一部変更 適用開始

許可の始期が 令和6年10月1日 以降のものが対象になります。

● 許可期間と許可申請手数料の額が変わります。

- 許可期間は、広告板・広告塔、建築物又は工作物に直接表示するものにあつては、工作物確認申請の有無によらず **3年許可** となります。ご都合により1年許可を選択することもできます。
- ※ **継続許可の場合**：継続許可の始期が令和6年10月1日以降の継続許可申請書は、3年許可で印字したものを送付します。1年許可を希望される場合は、**必ず許可手数料を納付する前に**、お申し出ください。
- 車体広告、電柱広告など、従前2年許可であった屋外広告物が **3年許可** となります。
- 許可申請手数料の額は、許可期間に応じて変更になるほか、電光表示装置等を利用するものが変更になります。

[下線部：変更箇所](#)

区分・種類	許可期間	手数料の額
広告板・広告塔 (地上広告、屋上広告、壁面広告、突出広告)	<u>3年以内</u> (<u>1年以内</u>)	面積5㎡ <u>1,300円</u> (<u>600円</u>)
建築物または工作物 に直接表示するもの	<u>3年以内</u> (<u>1年以内</u>)	<u>電光表示装置等を利用するもの</u> 面積5㎡ <u>1,900円</u> (<u>1,200円</u>)
電柱広告、標識広告等	<u>3年以内</u>	1個 <u>300円</u>
立看板、広告旗	<u>3ヶ月以内</u>	1個 <u>150円</u>
広告幕	<u>3ヶ月以内</u>	1個 <u>500円</u>
アドバルーン	<u>3ヶ月以内</u>	1個 <u>700円</u>
車体広告 (広告宣伝用自動車を除く。)	<u>3年以内</u>	(面積3㎡以下、枠方式) 車体1台 <u>900円</u>
		(その他のもの) 車体1台 <u>4,500円</u>
広告宣伝用自動車	<u>3年以内</u>	車体1台 <u>9,000円</u>
はり紙、はり札等	<u>3ヶ月以内</u>	100枚 <u>400円</u>
その他	<u>3年以内</u>	1個 <u>500円</u>

詳しくは、名古屋市ウェブサイトをご覧ください。

手続きについて⇒



規格について⇒



様式ダウンロード⇒



(裏面もご確認ください。)

〈お問い合わせ〉 名古屋市役所 ウォークブル・景観推進課 屋外広告担当

TEL : 052-972-2735 Email : a2735@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

● 広告物の許可を受けた後に変更が生じる場合に必要な手続きが変更になります。

■ 表示内容・意匠・色彩を変更する場合

- ・「3ヶ月以内に定期的に表示内容等を変更」するとして、あらかじめ許可を受けた広告物は、変更の都度、届出をする必要はありません。
- ・それ以外は、新様式（第3号様式）による届出が必要です。

■ 位置・形状・規模等を変更する場合

- ・新様式（第1号様式）による許可（変更）が必要です。
- ・申請手数料が必要です。

※ 表示・設置者や管理者を変更する場合は、従前同様、届出（第4号様式）が必要です。

● 広告物の許可等にかかる様式が改正されます。

<第1号様式> 屋外広告物許可申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・新規・変更に加え、継続の許可申請を追加 ・表示内容を3月以内ごとに変更する場合のチェック欄を追記
<第3号様式> 屋外広告物表示内容等変更届出書	<ul style="list-style-type: none"> ・表示内容・意匠・色彩を変更する場合の届出様式を新設

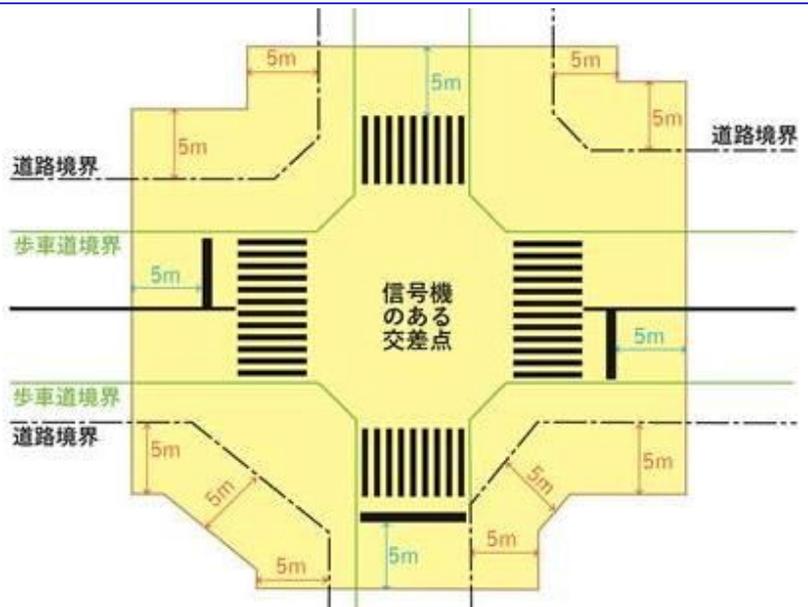
● 規格（屋外広告物の掲出の基準）の一部が改正されます。

■ 電光表示装置（デジタルサイネージ）

- ・表示面は信号機から5m以上離れている必要があります。
- これに加え、信号交差点周辺においては、右図の範囲には表示・設置できなくなります。
- （ただし、商業地域・近隣商業地域においては、表示面の下端が、道路面からの高さ15mを超えるものを除きます。）

 電光表示装置の規制範囲

（ただし、商業地域・近隣商業地域においては、表示面の下端が、道路面からの高さ15mを超えるものを除く。）



- ・（これまで電光表示装置の掲出が禁止されていた、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域に加えて）風致地区、特別緑地保全地区、用途地域の指定のない区域（市街化調整区域）で掲出できなくなります。
- ・管理用で表示面積0.5㎡以下のものは、掲出が禁止される地域でも掲出できるようになります。
- ・第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域において、建築物等の壁面に掲出する場合、表示面積は、20㎡以下とされていたものが、5㎡以下になります。

※ 電光表示装置等による屋外広告物を掲出する場合は、道路交通安全上の問題の有無について、市から愛知県警に協議します。協議や許可に時間を要しますので、あらかじめご相談ください。

（申請者が、事前に愛知県警と協議を行っていた、従前の方法から変更になります。）

■ 車体広告（自家用広告を除く。）

- ・電車、自動車ともに、走行中に広告物の表示を変化させるものは許可できなくなります。

（表面も確認ください。）